



判例と裁判

吉田 利宏 Yoshida Toshihiro 元衆議院法制局参事

1987年衆議院法制局入局後、15年にわたり法案や修正案の作成に参画。主な著書に『法律を読む技術・学ぶ技術』[第3版](ダイヤモンド社)、『ビジネスマンのための法令体質改善ブック』(第一法規株式会社)など

昔の学生はよかった!?

「昔の学生はよかったですね……」。講義を終えると、1人の学生がそう言ってため息をつきました。どうやら、ため息の原因は手にした判例集にあるようです。「先生が大学生だったのは昭和の頃でしょ。ということは平成、令和の判例は覚えなくてよかったのですよね」。昔の人呼ばわりされるのは心外ですが、なるほど彼の言うとおりで。少しは気の利いた反論をしなくては……などと思ううち、彼は教室を出て行ってしまいました。

判決の主文

判例集はもちろん重要な判決を集めたものです。そして判決というのは、裁判所に持ち込まれた法的なトラブルの解決結果といえます。裁判当事者にとっての裁判の結果といえば、判決の「主文」といえるでしょう。この主文、判例集などで見る限り、実にあっさりしたものが多いことに気がつきます。「本件上告を棄却する。上告費用は上告人の負担とする」といった、たった2行のものもあります。

なるほど、当事者の関心事は「訴えが認められたかどうか」の1点に限られるでしょうから、どんなに短い主文でも大きな意義があります。ところが、判例を学ぶ者にとっての結果というと、さらに別な部分を意識しなくてはなりません。

判例と呼ばれるものの価値

「で、訴えは認められたのですか?」。少し興味を引く事件だと、真っ先にそう質問する学生がいます。ただ、判例で大切なのは「勝った負けた」の結果ではなく、むしろ、その結果を導いた道筋なのです。

これはテレビの料理番組を例にとると分かりやすいかもしれません。「はい、季節のお野菜を使った煮物ができ上がりました」。画面に映った料理は確かにおいしそうです。しかし、でき上がった料理だけを見るために視聴者はテレビをつけたわけではありません。「シトウを入れたら彩りがよくなった」「なるほど、麺つゆを使えば手早いのか」「レンコンを入れれば歯ごたえがアップ」。テレビの前の視聴者が欲しいのはそうしたほかにも応用できる「技」とか「知恵」とかいったものに違いありません。

判例と呼ばれるものの価値もそこにあります。判決はAさんとBさんのトラブルの解決方法を示したもので、ほかの人のトラブルの解決方法ではありません。しかし、AさんとBさんのトラブルを解決する過程で行われたさまざまな検討は、これから起こるであろうトラブルの解決にも役立てることができます。

判決では裁判の結果を導いた「理由」が同時に述べられますが、むしろ大切なのはこの部分といえます。理由では、当事者の主張を引きながら、それに対する裁判所の判断が示されます。ここでは法的な問題点の所在や条文の解釈などが述べられていて、それこそが「黄金の情報」なのです。

判例情報を輝かせる！

例えば、モバイルデータ通信サービスの契約で、3日間のデータ使用量が一定以上(3GB以上)になった場合には通信速度が落ちることを十分に伝えなかったことが、消費者契約法4条1項一号の「不実告知」に当たるとした判例(東京高裁平成30年4月18日判決)があります*1。不実告知というのは、契約を結ぶ際に重要事項について事実と異なることを伝えることです。ただ、具体的にどのようなことが重要事項に当たると判断が難しいことも多いものです。

魚屋さんが「このブリの切り身、脂が乗っていてうまいよ！」とお客さんに呼びかけたとします。人に勧めるときには大概、相手の心に響く言葉を使うものです。もちろん、「脂が乗っているブリなら……」と買った人が多いことでしょう。しかし、ちょうど切り身の数が家族数と同じだったので買ったという人もいるでしょうし、値段の安さから手を伸ばした人もいるでしょう。このケースで「脂が乗っている」と伝えられることがブリを買おうとした動機にどの程度影響するものなのか、それが分析できないのは重要事項かどうか判断できないのです。このように、重要事項かどうかということは時として難しい判断が求められます。

先ほどの通信サービスの契約に当てはめてみると「高速、通信量制限なし、使い放題」と広告にあっても、「ウェブ会議を続けて行ったら著しく速度が落ちるかもしれない……」なんて言われたら、契約はしなかったことでしょう。ヘビーユーザーにとっての「使い放題」の意味はしっかり伝えるべき重要事項といえます。

消費者契約法では「重要事項について事実と異なることを告げること」が不実告知とされています。判例では、重要事項の意味や不実告知

とされた理由が詳しく述べられています。それはほかの契約の際の参考にもなることでしょう。

このように判例が影響を及ぼす範囲を「射程距離」などといいます。学者の判例の分析などはこの射程距離を明らかにすることに力が注がれます。そうしたことまで分析できれば「黄金の情報」である判例情報をさらに輝かせることができるでしょう。

ちなみに、国民生活センターのウェブページには「暮らしの判例 バックナンバー」*2というコーナーがあり、たくさんの判例が掲載されています。興味がある人はのぞいてみてはいかがでしょうか？ 事件の概要や判決の「理由」ばかりでなく、判例の解説やその判例の下地となった関連判例などについての情報も掲載されています。

昭和の時代にはなかったもの

学生にはとっさに答えることができませんでしたが、判例が増えるのは法律や条文が増えていくことと関係しています。また、世の中の変化が著しく、少々法律や条文を増やしても追いつかないため、新たな解釈で対応していることも判例の数を増やす要因になっているのでしょう。判例集が分厚くなるのは、やむを得ないのかもしれない。

ただ、昭和の学生には現在のようなネット上の判例集もなければ、有料法情報サービスなどありませんでした。少し詳しく知りたいと思ったら、薄暗い図書室の奥で分厚いコンメンタール(逐条解説、注釈書)や判例集とにらめっこするしかなかったのです。判例に関する情報がネット上で簡単に手に入る現在の学生を正直うらやましく思うことがあります。

*1 ウェブ版『国民生活』2019年6月号33～36ページ参照 http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201906_15.pdf

*2 暮らしの判例 バックナンバー <http://www.kokusen.go.jp/wko/data/bn-hhanrei.html>